

昭和二十六年法律第九十七号

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法  
(目的)

第一条 この法律は、公共土木施設の災害復旧事業費について、地方公共団体の財政力に適応するよう、國の負担を定めて、災害の速やかな復旧を図り、もつて公共の福祉を確保することを目的とする。

**第二条** この法律において「災害」とは、暴風、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生ずる災害をいう。

**第三条** この法律において「災害復旧事業」とは、災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかる施設を原形に復旧する(原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む)。以下同じ。

**第四条** この法律において「標準税収入」とは、地方公共団体の組合を除く。(以下この条、第四条及び第四条の二において同じ。)が地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)に定める当該地方公共団体の普通税(法定外普通税を除く。)について同法第一条第一項第五号にいう標準税率(標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。)をもつて、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)で定める方法により算定した地方税の收入見込額(都道府県にあつては、当該收入見込額に同法で定める方法により算定した当該都道府県の特別法人事業譲与税の收入見込額を加算した額)をいう。

**第五条** 国は、法令により地方公共団体(港湾法(昭和二十五年法律第二百一十八号)に基づく港務局を含む。以下第四条、第四条の二及び第六条第一項を除き同じ。)又はその機関の維持管理に属する次に掲げる施設のうち政令で定める公共土木施設に関する災害の災害復旧事業で、當該地方公共団体又はその機関が施行するものと、その事業費の一部を負担する場合においては、それぞれの

公共土木施設に対する災害の災害復旧事業で、當該地方公共団体又はその機関が施行するものについては、その事業費の一部を負担するものとす

一 河川

3

旧事業の事業費に対する国が前条の規定により

二 海岸  
三 砂防設備  
四 林地荒廃防止施設  
五 地すべり防止施設  
六 急傾斜地崩壊防止施設  
七 道路  
八 港湾  
九 漁港  
十 下水道

十一 公園

四

國庫負担率

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百一十

一百一十一

一百一十二

一百一十三

一百一十四

一百一十五

一百一十六

一百一十七

一百一十八

一百一十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百九十

一百九十一

一百九十二

一百九十三

一百九十四

一百九十五

一百九十六

一百九十七

一百九十八

一百九十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

国は、前項の規定により負担金を概算交付した場合において、第四条の規定による国の負担率が決定したときは、当該年度内に、その年度に施行された当該災害復旧事業の事業費に対応する負担金との差額を交付する。但し、その負担金を交付するための支出予算額がその交付すべき差額に対し不足するときは、その不足額を翌年度において交付するものとする。  
(緊要な災害復旧事業に対する政府の措置)

**第八条の二** 政府は、第三条の規定により国がその費用の一部を負担する災害復旧事業のうち緊要なものとして政令で定めるものについては、これを施行する地方公共団体又は地方公共団体の機関が当該年度及びこれに続く二箇年度以内に完了することができるよう、財政の許す範囲内において、当該災害復旧事業に係る国の負担金の交付につき必要な措置を講ずるものとする。  
(災害復旧事業の監督)

**第九条** 主務大臣は、災害復旧事業につきこの法律により国の負担金の交付を受ける地方公共団体に対して、当該災害復旧事業を適正に実施させたため、必要な検査を行い、又は報告を求めることができる。この場合において、災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認められるときは、事業の施行に必要な指示をすることができる。

2 前項に規定する主務大臣の権限に属する事務(市町村に対するものに限る)の一部は、政令で定めるところにより、当該市町村の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。(災害復旧事業費の精算)

**第十一条** 国の負担金の交付を受けた地方公共団体が負担金に係る災害復旧事業を施行したときは、遅滞なく、その事業費を精算して主務大臣の成功認定を受けなければならない。(災害復旧事業費の精算)

2 前項の規定により負担金の返還を命ぜられた地方公共団体は、その返還を命ぜられた金額を、遅滞なく、国に返還しなければならない。

同条の規定にかかるべきは、五分の四とする。

した率が五分の四に満たない場合においては、同条の規定にかかるべきは、五分の四とする。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八  
七号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告・届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に規定により届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていなるものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

**第二百六十二条** 施行日前にされた国等の事務に係る处分において、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなされ行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(検討)

**第二百五十九条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについて、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百六十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 附 則 (平成二一年一二月二一日法律第六百六十号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)

は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)

、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

二 附則第十一条(地方財政法(昭和二十三年法律第一百九号)第四条の三第一項及び第三十三条の五の三の改正規定に限る。)、第十二条第一項及び第十三条から第十五条までの規定 平成三十二年四月一日

## 附 則 (平成三年三月二九日法律第四号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十一条(地方財政法(昭和二十三年法律第一百九号)第四条の三第一項及び第三十三条の五の三の改正規定に限る。)、第十二条第一項及び第十三条から第十五条までの規定 平成三十二年四月一日

## 附 則 (令和二年三月三一日法律第五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。

2 附 則 (令和五年五月二六日法律第三十六条) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

**第六条** 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置を含む。)は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。